様式第七号の二（第十条の二関係）　　令和　８年１０月２１日　　８環資産更第５５０号

許可番号　第１３－１０－０３２１８６号

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住　所　　東京都港区赤坂二丁目５番４号赤坂室町ビル

氏　名　　株式会社東京クリアセンター
代表取締役　熊木　亮

廃棄物の処理及び清掃に関する法律　　第１４条第１項　　の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事　**小池百合子**

許可の年月日　　令和　８年　６月２９日

許可の有効年月日　　令和１５年　６月２８日

１　事業の範囲
（１）収集・運搬（積替え保管を含む。）
（２）産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、
紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリート
くず及び陶磁器くず、がれき類
（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
（以上１４種類）
（３）積替え保管できる産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず
（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
（限定条件は裏面のとおり）
（以上５種類）

２　積替え保管施設（施設詳細は裏面参照）
施設所在地：東京都足立区入谷七丁目１２番１２号、１２番２２号

３　許可の条件
（１）積替え保管施設の作業時間は、原則として５時から１７時までとすること。
（２）積替え保管を行う産業廃棄物の搬入は全て自ら行うこと。
（３）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。
（４）積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

４　許可の更新・変更の状況
平成　4年　6月　29日　新規許可
令和　8年　6月　29日　更新許可　第　6　回

５　積替え許可の有無　　無

６　規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　無

（裏面あり）

本証明書写しは情報公開用の物であり、
その他の目的による利用は禁じる。
株式会社東京クリアセンター

産廃エキスパート　　都認定番号：６－２３－Ｂ０００４

東京都

このマークは東京都の優良認定事業者のマークです。

（裏面）　　許可番号　１３－１０－０３２１８６号

２　積替え保管施設

施設所在地：東京都足立区入谷七丁目１２番１２号、１２番２２号

積替え保管面積：38.33㎡　　最大保管高さ：3.3m

産業廃棄物の種類	保管量
燃え殻、汚泥（廃トナーに限る。）	かご付台車4台　：5.12㎥
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（特定家庭用機器再商品化法対象物、フロン回収破壊法対象物に限る。）	かご付台車又は直置き　：16.5㎥
廃プラスチック類、金属くず（廃バッテリーに限る。）	パレット2枚　：1.44㎥
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光ランプ（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	パレット5枚　：12.9㎥
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）に限る。）	パレット2枚又はﾄﾞﾗﾑ缶6個　：2.30㎥
汚泥、金属くず（小型充電式電池、ボタン電池（いずれも水銀使用製品産業廃棄物を除く。）に限る。）	プラ容器1個　：0.07㎥
	保管量合計　：38.33㎥

（以下余白）

本証明書写しは情報公開用の物であり、
その他の目的による利用は禁じる。

株式会社東京クリアセンター

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。